

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①においてA社（後に、B社。現在は、C社）に係る船員保険被保険者であったと認められることから、同社における船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和18年4月5日、喪失日に係る記録を同年6月8日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、55円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間②においてD社（後に、B社。現在は、C社）に係る船員保険被保険者であったと認められることから、同社における船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和20年6月17日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、120円とすることが妥当である。

また、申立期間②については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月5日から同年6月8日まで
② 昭和20年4月1日から同年6月17日まで

昭和18年4月5日から甲板員としてA社が所有するE船に乗船し同年6月7日に下船した。同年9月13日に再び同船に乗船したが、20年6月*日に撃沈された。同船での私の船員保険被保険者記録は18年9月13日から20年4月1日までとなっており実際とは違っているため、申立期間を船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社が発行した「乗船経歴証明書」及び平成20年*月*日発行の広報誌に記載されている申立人自身の詳細な投稿記事の内容から、申立人は、当該期間においてE船に乗船していたことが認められる。

一方、A社とD社は、昭和19年3月1日に合併しており、A社及びD社のそれぞれの船員保険被保険者名簿が確認できる場所、A社の被保険者名簿において資格喪失日が記載されていない複数の同僚は、D社の被保険者名簿に記載されている資格取得日が、A社の被保険者名簿に記載されている資格取得日と同日であることから、当該両被保険者名簿は書換え前後のものであると考えられる。

しかしながら、A及びD社のそれぞれの船員保険被保険者名簿には、被保険者期間が数か月のみの方が散見されるにもかかわらず、A社の被保険者名簿における最後の被保険者資格喪失日が昭和18年1月28日、D社の被保険者名簿における最初の被保険者資格喪失日は19年3月11日と記載されており、18年1月28日から19年3月11日までの期間における資格喪失者が確認できない。

また、申立人と同様に、F養成所第*期生として、ほぼ同時期にA社に入社し、共に甲板員として勤務したとする同僚は、オンライン記録によると、同社において昭和18年5月4日に資格取得していることが確認できるにもかかわらず、上記の同社の船員保険被保険者名簿には氏名の記載が無く、D社の被保険者名簿には、資格喪失日の記載があるものの、資格取得日の記載が無い。

これらのことから、上記のA社とD社の船員保険被保険者名簿の間に、A社の被保険者名簿を書き換えた名簿があったものと考えられるが、日本年金機構事務センターは、「A社の書き換えた船員保険被保険者名簿は保管されていない。保管されていないことについての理由は不明である。」旨回答している。

さらに、上記のとおり、申立人と同じ養成所を卒業し、同様に甲板員であったとする同僚は、E船に乗船していた期間において船員保険被保険者となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてA社に係る船員保険被保険者であったと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、同僚の当該期間におけるA社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、55円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、B社が発行した「乗船経歴証明書」及び厚生労働省が保管している申立人に係る「船員カード」から、申立人は、当該期間においてE船に乗船していたことが認められる。

また、オンライン記録及びD社に係る船員保険被保険者名簿では、申立人の船員保険被保険者資格喪失日が昭和20年4月1日とされているが、当該日は、厚生省（当時）が発行した陸軍徴傭船舶行動調書によると、E船がG地に到着した日となっており、上記のとおり、申立人は当該日においても同船舶に乗船勤務していたことが確認できる。

さらに、前記広報誌から、E船は、昭和20年6月*日に撃沈されており、その際、船員8人が戦死したことが確認できるが、当該8人のうち6人は、上記被保険者名簿に記載されている資格喪失日が同年4月1日となっている。

加えて、上記の被保険者名簿における資格喪失日が昭和20年4月1日となっているにもかかわらず、船員保険被保険者台帳（旧台帳）では同日以降も船員保険被保険者記録が継続していることが確認できる者が複数存在する。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてE船に係る船員保

険の記録管理が適切に行われていたとは考え難く、申立人は申立期間②においてD社に係る船員保険被保険者であったと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、同僚の当該期間におけるD社に係る社会保険事務所の記録から、120円とすることが妥当である。

また、戦時加算該当船舶名簿によると、E船は、昭和19年3月*日から20年6月*日まで戦時加算区域航行期間であったことが確認できることから、申立期間②を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月及び同年7月から平成10年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月
② 昭和57年7月から平成10年12月まで
加入手続の記憶は定かではないが、申立期間の保険料は金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を聴取しても記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、平成5年5月から9年12月までの期間及び10年4月から22年3月までの期間は、不在被保険者として管理されていることが確認できることから、申立期間を含む当該期間については、申立人に対して納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立期間は199か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が誤ることも考え難い。

加えて、申立人には申立期間のほかにも長期の未納期間がある上、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年6月から42年9月まで
昭和39年5月に結婚した後、夫がA町役場で加入手続をし、その後は、銀行員が自宅に集金に来ていたので、夫婦の分の保険料を、夫と一緒に納付したはずである。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年1月頃に払い出されており、42年10月1日が資格取得日となっていることから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に行われたものと推認でき、申立期間は未加入期間となるため、A町から申立人に対して国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から45年3月まで
加入手続をした記憶は定かでないが、国民年金保険料は町内の集金人に納付した。申立期間が未加入、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年12月頃に払い出されており、同年11月1日に任意加入被保険者として資格を取得している上、申立人の夫は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことから、制度上、当該期間を遡って国民年金被保険者資格を取得することはできず、申立期間は未加入期間となり、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、これまでに1冊の年金手帳以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時一緒に納付していたとする隣人数名の国民年金記録を確認したところ、未加入期間や法定免除期間となっていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認できない。

加えて、申立期間は108か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が誤ることも考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2045

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から 38 年 11 月 30 日まで

私は、A社及びB社で厚生年金保険に加入していた。同社に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、受け取った記憶も無いので、支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「退手」の表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 1 日から 34 年 4 月 5 日まで
60 歳の年金裁定手続の際に初めて脱退手当金が支給されたと記録されていることを知った。脱退手当金の請求手続をした覚えも無く、お金を受け取った覚えも無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から社会保険事務所（当時）に昭和 35 年 3 月 29 日付けで回答したことが記載されている上、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで
9 月に届いたはがきを見て、脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。脱退手当金をもらった覚えも請求した覚えも無いため、脱退手当金支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に A 社 B 工場を退職し脱退手当金支給記録のある複数の同僚は、事業所が脱退手当金の手続をしたと供述している上、脱退手当金支給日が申立人と同日である同僚が複数存在することを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A 社は、厚生年金基金加入員番号払出簿及び C 厚生年金基金加入員台帳の記載に基づき、申立期間のうち、申立人が C 厚生年金基金に加入していた昭和 42 年 10 月 1 日から 45 年 7 月 1 日までの期間については、脱退手当金の請求があったことが確認できると回答している。

さらに、申立期間の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 8 月 27 日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 7 日から 37 年 5 月 2 日まで
脱退手当金を受給した記録になっているが、もらった記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の申立人の氏名は、事業所を退職した約 2 年 1 か月後の昭和 39 年 6 月 17 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 3 月 6 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 1 日から 37 年 2 月 25 日まで
② 昭和 45 年 10 月 28 日から 49 年 11 月 16 日まで
A社とB社に勤務した期間は、脱退手当金が支給された記録になっているが、受け取った記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記載されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和50年3月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
昭和 39 年 9 月から A 社に勤務したが、寿退社することになり、43 年 3 月末で退職した。それ以来同社との接点が無く、脱退手当金は受け取っていない。退職金を受け取る手続きもしていないのに、脱退手当金を受け取る手続きをしているはずがない。脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所のオンライン画面の職歴審査照会回答票(個人画面)に記載されている脱退手当金の受給資格を満たす女性 6 名の支給記録を調査したところ、6 名共脱退手当金の支給記録が確認でき、5 名がいずれも資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 6 月 20 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月8日から28年3月16日まで
② 昭和28年4月1日から31年12月25日まで

A社B工場を退職後、昭和32年4月30日に脱退手当金が支払われた記録になっているが、受け取った覚えが無い。脱退手当金が支払われた期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場において、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人と同時期に被保険者記録が確認できる59名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、26名に受給資格があり、20名に脱退手当金の支給記録が確認できる上、複数の同僚が、会社で請求手続をしてくれたので受給した旨の回答をしていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和32年4月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月6日から34年2月17日まで
A社B支店の退職時に脱退手当金を受領したとされているが、脱退手当金を受領したことは一切無く誤りであるので、再調査して被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に脱退手当金の支給に係る表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が勤務していたA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の前後に記載されている女性100名のうち、被保険者期間を2年以上有する受給資格者14名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10名に脱退手当金の支給記録があり、9名について資格喪失日の7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同僚は、「会社で脱退手当金の説明を受けた。会社が代行し請求手続して、一時金を受領した。」と回答しており、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。